

住宅時事往來

外国人の居住問題を考える NO.3 1993/January

編集・発行：まち居住研究会(ジオ・プランニング内)
東京都千代田区飯田橋4-5-4, #201 〒102
tel.03-3238-0574 fax.03-3238-7878

editing & publication: The Community Living Research Group
c/o GEO planning, Inc.: 4-5-4, #201 lidabashi
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102

日本の飛躍的な経済成長は、さまざまな意味でアジア各国との経済格差を広げてきた。“黄金の国ジバング”をめざして流入する外国人労働者は年々増大し、また彼らの存在なくしては、我々の日常生活がたちゆかなくなってきている現実、多くの人々が指摘しているとおりである。外国人労働者という言葉の中には、広義の意味では、①正規の就労ビザで働いている人、②短期滞在ビザや留学生・研修生という名目のビザで来日し就労資格なしに働いている人、③ビザの期限が切れ超過滞在のまま働いている人、④アルバイトなどの潜在的労働者などが含まれるが、この内②

③にあたる人が一般に「不法就労者」と呼ばれている。

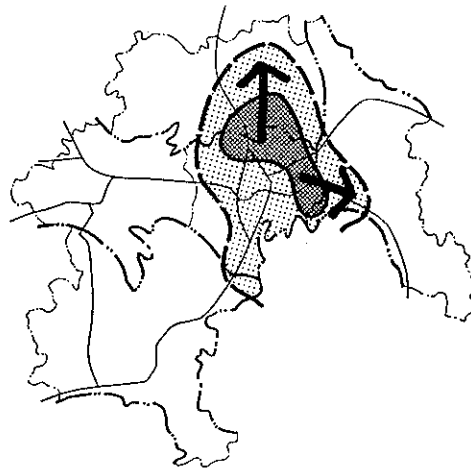
不法就労で摘発された外国人の数は、過去10年の内に22.9倍(S56年1434人⇒H3年 32908人)にまで増加した。国籍別に見てみると、昭和62年には全体の70%を占めていたフィリピン人が、人数、割合ともに減少し、昭和63年からはバングラデシュ・パキスタン人が急増し平成2年のピークを境に激減、代わって平成3年にはイラン人が激増している。このように、出稼ぎ目的で日本へ流入する外国人の国籍が目まぐるしく変化する背景には、もちろん国際的な社会・経済情勢の変化があげられるが、直接的には日本と相手国間の「査証相互免除取決め」の一時停止(バングラデシュ・パキスタンに適用された)や海外渡航自由化(韓国)による影響が大きい。

また現在、ビザの期限が切れ超過滞在している不法残留者(以降本文ではオーバースティと呼ぶ)の総数は、27万8892人(H4年5.1 現在)と推計されている(図1)。

今回の特集では、これらオーバースティのうち特にアジアから来ている男性の出稼ぎ労働者の住宅事情をとりあげる。

そこで、まず男性労働者が多いバングラデシュ、パキスタン、イラン人の居住地について見てみよう(図2)。彼らは観光ビザなど短期滞在の在留資格で入国し、そのままオーバースティとなって就労するケースが多いため、外国人登録によって居住地動向を把握することは難しいが、おおよその傾向をつかむことはできる。その特徴としては板橋区、北区、足立区、江戸川区など埼玉から千葉に接する区部周縁部および埼玉県の川口市、千葉県市の川口市にかけてのエリアの登録者数が多いことがあげられる。また国籍別に見てみると、バングラデシュ人は、豊島区、北区、板橋区、埼玉県川口市と23区北部から埼玉にかけてのエリアに集中している。一方イラン人は23区北部から埼玉方面に加えて、江戸川区から千葉県方面へ、パキスタン人はさらに大田区

アジア人労働者の住宅事情



方面でも外国人登録者数が多く、これは在留者数が増えるにつれて居住地が拡大していつていることを物語っている。また、その居住地が広がっていくエリアを見ると、これらの地域は、いずれも建設業や製造業などの現場労働や中小工場が多い地域と重なっており、彼らの居住地は就業場所と密接な関係があることが読み取れる。(図3)

*神奈川県におけるバングラデシュ、パキスタン、イランの市町村別外国人登録者数は、県で集計を行っていないということで、本稿で分析することができなかった。

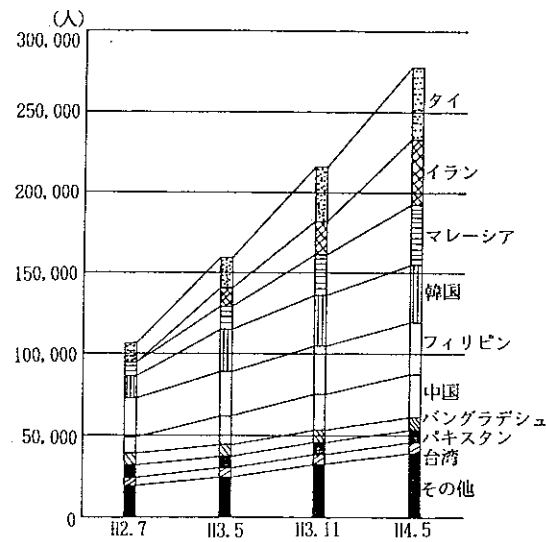


図1 主要国籍・出身地別不法残留者数の推移
出典：法務省入国管理局「国際人流/92.11.」

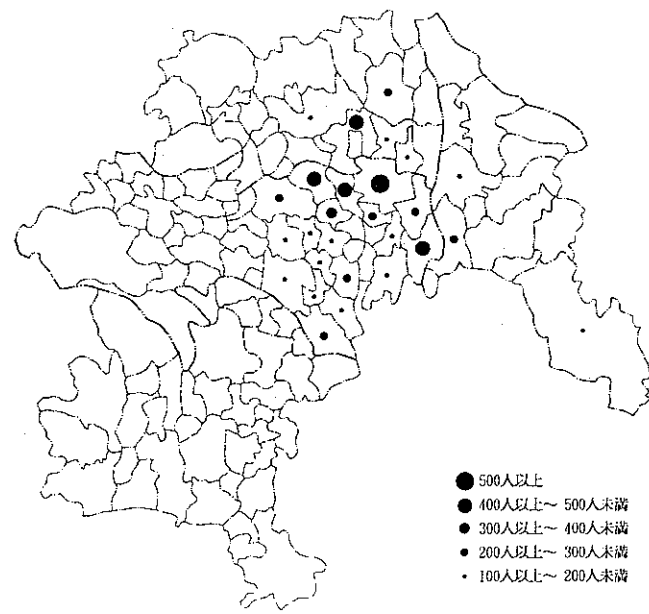


図2 市町村別 バングラデシュ・パキスタン・イラン人登録者数(1990年)

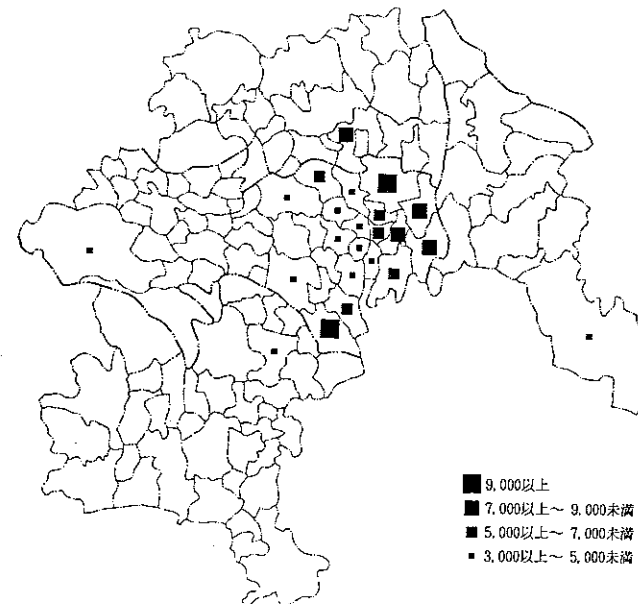


図3 市町村別建設業・製造業(従業員19人以下)事業所数
参考資料：事業所統計調査 平成3年

様変わりする 外国人労働者の住まい事情

ところで、日本へ出稼ぎにやってくる労働者たちは、どのようにして日本での住まいや仕事を見つけるのだろうか。日本で一稼ぎした身近な友人や親類縁者のジパング伝説に触発され成田に到着した彼らは、御多分にもれず友人や知人のアパートをめざし転がり込む。しかしまだ出稼ぎの歴史が浅いイラン人のようなケースでは、とりあえず成田から情報のメッカ「上野」に直行し、そこで同国人やブローカーの斡旋を頼りに仕事と住まいを探す人もいる。最悪のケースでは上野で野宿も覚悟ということになる。一般には、友人の紹介や飛び込みで仕事を見つけることが多い。こうして、建設業・製造業など中小工場や現場労働の就労に着く場合には、これまで雇用主が住まいを用意することが多かった。しかし、最近では事情が少しずつ変わりつつある。まず会社が住宅を用意する場合には、

- ①会社が所有する社宅や寮
- ②雇用主が会社名義で借り上げた近隣のアパート
- ③会社や工場の一室に住み込む

というのが一般的である。家賃は全額会社負担から住宅手当での支給、一人当たり月額負担〇〇円など様々で、1～2室に同国人数人と同居することが多い。しかし最近では、たとえ会社名義の借り上げでも外国人の入居お断りという家主が増えつつあり、

- ④会社が保証人にはなるが住宅は自分で見つける
- ⑤全く会社が住宅の世話をしない

など、必ずしも就労先が住宅まで用意してくれるとは限らなくなってきた。

外国人賃貸契約のシステム化が 新たな入居差別を生み出していく

日本で外国人が住まいを探すのは並大抵の苦勞ではないが、その中において最も厳しい状況に置かれているのが、彼らオーバースティの労働者たちである。

数年前までは、未だ外国人に住宅を貸す経験が少なただけに、大家も相手の身元確認や敷金・礼金など日本独特の賃貸システムの慣習、日常生活のルールや住まい方について、きちんと確認しないまま曖昧な状態で賃貸借契約を交わすことが多々あった。しかしその後、友人への部屋の又貸しやごみ捨て・騒音などの様々な日常トラブルを経験した結果、外国人に対しては「日本人の保証人、パスポート、外国人登録証」の3点セットを提出させるなど、外国人との賃貸契約がシステム化されつつある。当初は、賃貸システムが曖昧だったが故に、大家の方もわけがわからず外国人は十把一からげで、オーバースティでも、どさくさに紛れて住宅を借りることができたが、それが整備されるにつれて外国人に対する選別が行われるようになってきた。正規の在留資格もなく、外国人登録証を保有している人も少ない彼らにとって、住宅探しは、近年ますます困難になってきたと言えるだろう。

加えて、「6畳一間に外国人が数人が居住」「コンビニ外国人に襲われる」といったテレビや新聞などマスコミ報道の影響や、我々にとってこれまで馴染みの薄いイスラム圏の人々が多いことなどもあり、日本人が不法就労者と呼ばれる人々に対して抱くイメージには問題がある。比較的オーバースティの外国人労働者が多い江東区の不動産屋の話では、家主の外国人に対する拒否反応が

ない。まさに住まいが彼らの職場や生活までも規定している。もしも、失業、あるいは病気や怪我で働くことができなくなったら、それは深刻な問題である。仕事を失うことは、同時に住まいを失うことを意味する。こうした緊急事態に備えて、外国人労働者支援団体の中には、彼らの一時避難場所としてアパートなどを借り上げシェルターハウスを用意しようという動きも見られるが、その数は自ずと限られるため、ホームレスの不安がなくなるということとはけっしてない。

生活者として根を下ろしはじめた 外国人労働者たち

オーバースティの労働者の中には、日本での生活が数年にわたる人も少なくない。3K業界から脱出してサービス産業へ移っていく人もいる。日本語も堪能で、日本で知り合った外国人や日本人のネットワークを活用して、自力でアパートを借りる人もでてきている。彼らがアパートを借りる場合は、友人や兄弟2～3人で同居するケースが多い。その背景には、家賃の負担額を減らすこともあるが、その他にも、就労先の都合による突然の解雇や転職のため同居人が移転するといった生活不安のため、一種の自衛策として同居の必要があること、またそもそも住宅探しの難しさから、誰か一人でも部屋を借りられれば同居せざるを得ないといった事情がある。

それでもバングラデシュやパキスタン人のように、日本での生活が長期化している人たちは、いざという時には助け合える友人もできているので、外国人労働者として新参者のイラン人などよりは生活も落ち着いてきている。彼らの住まいを訪ねてみれば、冷蔵庫、テレビ、電話はもちろんのこと、ビデオデッキやオーディオ機器なども揃っていて、なかなか快適そうな住まいである。日本人の若い人たちと同じように生活している彼らを見ると、遅く日本社会の中に根をおろしはじめた観がある。外国人労働者の中には、日本の労働者組織であるユニオンの活動に参加して、日本語のできない外国人のための通訳をかってでたり、他の外国人の悩み相談に対応したり、あるいは外国人に対する公的なアンケート調査などの翻訳や配布に協力したり、既に一市民として、地域社会の中で生活を築きつつある人たちもいるのである。一方身近に彼らと接している日本人の側にも、同じ地域社会の仲間として彼らを受け入れていこうという動きが見られる。国際的な移民政策の流れから、日本においてもいずれアムネスティが発動される際には、外国人登録証や地方税の支払証明、ユニオンへの参加、犯罪歴がないことなどが、日本への定住権を取得する条件になるだろうと予測されている。

ますます強くなってきているという。

確かに日本語ができないとトラブルがあっても解決できなかったり、休日前夜に大勢仲間が集まったり、あるいはトイレの習慣が違うため共同便所が氷浸しになったり、大家の側にも部屋を貸したくない理由はある。しかし日本語から日本の生活習慣まで、日常生活は全く問題がないという人たちも増えてきている。それにもかかわらず、外国人は部屋を貸してもらえない。日本人の保証人がいても、お金があっても「外国人はダメ」と彼らは嘆く。

一方民間の賃貸市場では、外国人に対して4.5畳トイレ共同で家賃4～5万円など、一般の賃貸価格から見ても法外な家賃を要求する動きも見られる。まさに「外国人」の弱みに付け込んだ商売ではあるが、外国人の中でも「オーバースティ」という最も不利な立場にある彼らは、これらの現実にも甘んじなければならないのである。

住まいに束縛される 職業選択の自由

それでは、会社が住まいを用意する場合なら問題がないかという、これがそうでもない。例えば会社の寮に住んでいるケースでは、一部屋に何人で居住していても、ガス・水道・電気・電話(国際電話料金は含まない)の使用料を、それぞれ1万円ずつ、一人当たり計4万円、その他にふとんなどの使用料も請求され、仮に寮を出て数人で部屋を借りられれば、もっと安く借りられるのにといった話も聞かれた。しかしながら、彼らは我慢せざるを得ない。もっと給与や待遇の良い職場があっても、住まいが保証されていなければ簡単に動くことはでき

3K業からサービス業へ移ろうと 住まいも埼玉から都心へ変わった 転職やら火事騒ぎで 5年で7回も引越した

ナジム・ホセインさん

プロフィール：バングラデシュ人、ダッカ出身、男性、27歳、未婚。カレッジで物理学と経営学を学び1988年来日。埼玉方面の工場などを転々とし、現在は東京で飲食店に勤務。家族は母親と7人兄弟姉妹。

—日本へ来た時の経緯を教えてください。
バングラデシュでカレッジを卒業後、日本で会計の勉強をしようと思って来日した。特に留学先を決めていたわけではなく、まず日本語学校へ入って言葉を勉強しようと思った。日本語学校はたくさんあるから何とかかなと思ったが、結局日本語学校へは入れなかった。

—日本での生活と居住歴を聞かせてください。
①日本へ来た当初は、江戸川区小岩にある友人のアパートに約1ヵ月くらい同居した。

②次に日本にいるバングラデシュ人から仕事を紹介してもらい、その会社（ペンキ屋）の借りたアパートに住んだ。場所は埼玉県の大宮駅からバスで15～20分くらいのところ。6畳+4.5畳+台所+バス・トイレ付きで家賃は無料。バングラデシュ人3人で同居した。食事は自炊した。昼は会社で弁当が出るのだが、最初のうちは食べられなかった。ここには約3ヵ月住んだ。

③次にアルバイト募集を見て、日産自動車の部品を作っている工場に勤めた。住まいは埼玉県の上尾駅の近くの会社のアパートで、6畳+4.5畳+台所+バス・トイレ付き、家賃はやはり無料。バングラデシュ人4人で1年半～2年くらい住んでいた。

④次に、パキスタン人の友人の会社（建材屋）を時々手伝っていた関係で、この会社に移った。住まいは埼玉県鴻巣の会社のアパートで、6畳+4.5畳+台所+バス・トイレ付きで家賃は無料、ただし水光熱費は自分たちで払った。バングラデシュ人3人で約6ヵ月住んだ。

—次に東京へ移って来たのは何故ですか。
東京へ出てきたのは、少しきれいな仕事をしたかったのと、会社や工場に働いていると言葉を使わないので日本語を覚えられないから。自分の勉強になるような仕事があった。

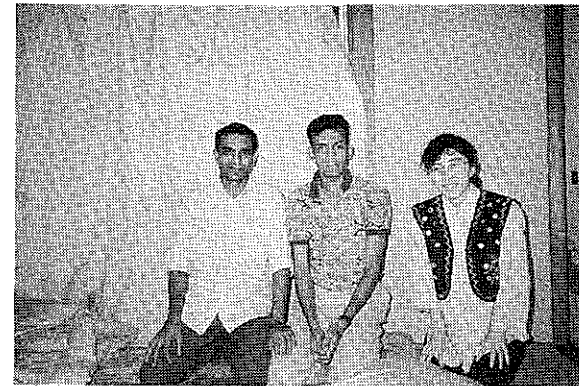
⑤それで、日本で知り合ったバングラデシュ人の紹介

で、新宿区の新大久保にアパートを見つけた。このアパートは、バングラデシュの友人から引き継いだのだが、2年契約で期限がまだ残っていたので、敷金・礼金無しでそのまま移り住んだ。木造2階建てで、10戸くらいのアパート。4.5畳で共同便所、家賃4万5千円。他の部屋には日本人や中国人が住んでいた。仕事は、高田馬場のレストランでウェイトーをしていた。ところが運悪く隣の建物が火事になり、自分の部屋は燃えなかったが消防の水を被ってグチャグチャになってしまった。どうしても引っ越しをしなければならなくなった。

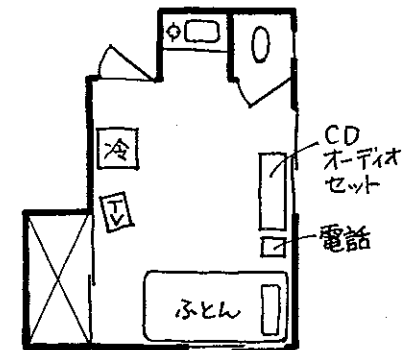
—現在の住まいを探すのに苦労しましたか。
高田馬場、新宿、池袋、中野、渋谷、恵比寿と随分不動産屋をまわった。30軒くらい訪ねまわったが、ほとんどは顔を見ただけで「あー、外人さん、いっぱいいます、いっぱいいます。」と言って、こちらの話も聞かないうちに断られてしまった。「部屋がいっぱいなのはわかるけど、僕は話したいから、何故、僕の話も聞いてくれないのですか？」と言うと、「今、ちょっと忙しい。」とか。また、外人というだけで家賃がすごく高くなる。理由を聞くと「やはり外人だから」と言われた。探していた部屋の条件は、風呂付きで6～7万円の部屋。バングラデシュ人の友人と2人で住もうと思っていた。新しい部屋が見つかるまでの4ヵ月間は、すごく気持ちが良かった。まだ、水を被った新大久保のアパートに住んでいたが、もう電気も使えなくなり、夜はローソクの火だけでようやく過ごした。毎日とても大変だった。新しい住まいはなかなか見つからず、気持ちも不安定になったり、仕事に遅刻したり、高田馬場の店は結局辞めてしまった。でも今でも店には顔を出したり、時々手伝ったりしている。

—現在の住まいと生活について教えてください。

⑥新しい住まいは、新大久保のアパートを紹介してく

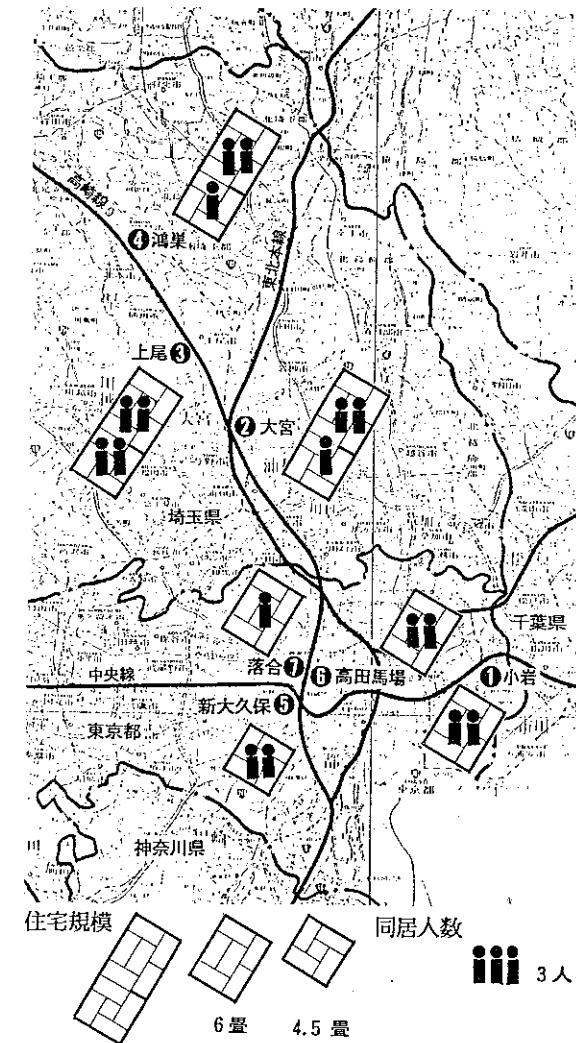


⑥の住宅：木造2階建てアパートの2階、1K（6畳+流し）トイレ付き、風呂無し、家賃59,000円、新宿区



れた不動産屋が見つけてくれた。場所は高田馬場で、木賃アパートの2階。友人と2人で住んでいる。他に4世帯入っているがみんな日本人。6畳風呂なしで家賃5万9千円は高いと思うが、とにかく住むところが見つかって今はホッとしている。よかった。仕事の都合で時間があまりないので本当は風呂付きの方がよかったが仕方がない。昼間3時まで仕事をし、また5時から仕事へ出かける。今は渋谷の飲食店の調理場で働いている。日常の食事の材料は、新宿や赤羽、池袋、駒込にバングラデシュやパキスタンの人が買いに行く店があり、香辛料やバングラデシュの魚介類など、日本でもだいたいそろそろ。僕はイスラム教徒なので、バングラデシュではラマダン（断食）やお祈りもきちんとしていた。

—日本での生活はどうか。
同居している友人は、バングラデシュでも近所に住んでいた子供の頃からの友人で、今は新宿の牛井屋で働いている。彼はカレッジでは国際関係を勉強していた。2人で話すときはベンガル語、日本語、英語で話す。いろいろな言葉がまざって、会話がなまってしまう。友人は韓国から恋人がもうすぐ来日する。そうしたら、ここに一緒に住むかもしれないので、僕はまたアパートをさがさなければならない。（⑦1992年の12月末、新宿区落合にあるアパートへ単身で転居、このアパートには他にも外国人がたくさん住んでいる。）実は僕の兄も日本に来ている。埼玉にいて、日系アルゼンチン人の女性と結婚し子供も生まれた。他の家族は母国にいたのでよく電話をする。電話代が月に何万円もかかってしまう。地方から出てきている日本人の若い人は、めったに親にも連絡しないし、その電話代まで親に払わせたり、僕には日本人の家族に対する気持ちがよくわからない。言葉や文化は勉強すればある程度わかるが、気持ちの問題が一番むずかしいと思う。



ナジムさんの転居の足どりをたどる。会社の借り上げアパート時代は同居人数も多く埼玉方面を転々としていたが、東京に出てきて自分でアパートを借りるようになってからは、4畳半2人⇒6畳2人⇒6畳1人と転居のたびに居住条件は向上してきている。

*今号の“ひとびと”に登場する方たちは総て仮名です。

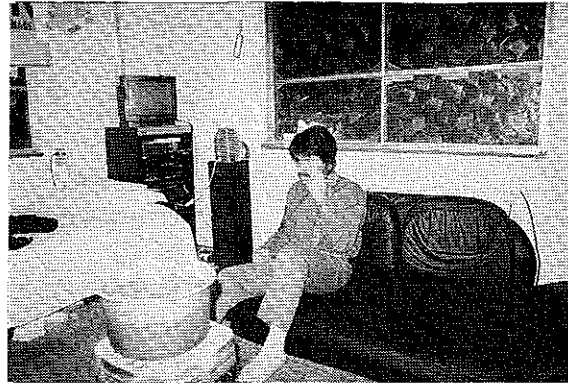
大家さんに了解をとったうえで
部屋探しに苦労している友人に
私が借りてあげている部屋もある
信用がないと部屋探しは難しい

モハメッド・アドルスさん

プロフィール：パキスタン人、男性、28歳、未婚。
1987年空手を学ぶため留学生ビザで来日。生活費を稼
ぐことに追われてビザ切れ後も滞在。現在江東区の鉄
工所で働きながら地域の労働組合の外国人部会で活躍。

—日本に来てからの居住歴を聞かせてください。
親戚が絨毯の店を渋谷区広尾でやっていたので、そこ
を頼って来日し、1年ほど同居させてもらった。いつ
までも親戚の世話になっていられないので、不動産屋
に一人で行き目黒区祐天寺の古い木造アパートを探し
てもらった。そこは流し付き4.5畳、トイレ共同で家
賃は3~4万円。保証人には親戚の奥さん（日本人）
になってもらった。一年半くらい住んだが、新しい仕
事が江東区になり通うのが大変だったので転居。会社
の人が江東区なら安い保証人にもなってくれるとい
ったので、一人で不動産屋へ行き探した。そこは6畳
+ 4.5畳+台所+バス・トイレ付きで家賃は1万5千
円。家賃が高かったの、大家さんにも了解をとって
友人2人を誘い、1年くらい住んだが、同居人が会社
の寮へ移ることになり、一人では家賃が払えないので
引っ越すことにした。

—現在の住まいはどうやって探したのですか。
何度か不動産屋へ通っているうちに友人のようになっ
た。この部屋もその不動産屋の紹介。取り壊す予定の

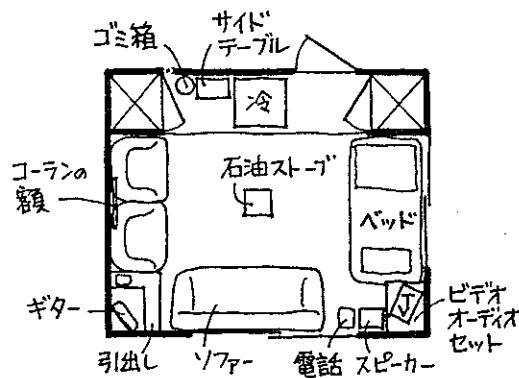


RC造3階建事務所ビルの3階、約8畳、台所・トイレ・シャ
ワワーは共同、家賃40,000円、江東区。

3階建ての事務所ビルで、1・2階は使っていない。
3階に私と隣の部屋にバングラデシュの男性が2人住
んでいるだけ。台所・トイレ・シャワーは共同。春に
は出ていかなければならないので、今、馴染みになっ
た不動産屋に頼んでいるが、以前より状況は厳しくて
なかなかみつからない。

—友達の部屋まで世話してあげているそうですが。
私自身は部屋探しであまり困らなかったが、アジアか
ら来た友人の多くは苦労している。一緒に不動産屋に
行ったり、一時的に私の部屋に同居させたりしている
（モハメッドさんの部屋には常時2~3人のイラン・
パキスタン・バングラデシュ・タイ・中国人らがアパ
ートが見つかるまで居候している）。それでも保証人
がいなくて借りられない場合は、親しくなった不動産
屋に頼んで私の名義で借りて、私が家賃を払っている
部屋も2軒ある。大家さんに了解をとっているの、問題
にはなっていない。日本語が話せないと部屋もなか
なみつからない。何か問題があった時に隣人や大家
さんから文句を言われてもわからないで、また同じこ
とをやってしまう。人に信用してもらうためにも言葉
は大切だ。

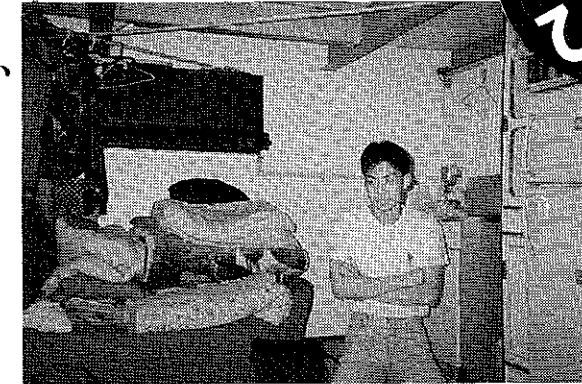
—労働組合ではどんなことをしているんですか。
外国人部会では職場や日常生活で困ったことがあれば、
みんなで助け合っという情報交換や勉強会をして
いる。私はウルドゥー語、ペルシア語、英語、日本語
（ほぼ完璧）がわかるので、会社での賃金や事故のト
ラブル、日常生活で困ったことの相談にのったり、仕
事や住まい探し、病院の診察の通訳などなんでも。自
分も日本語ができなくて困ったことがあったので、少
しでも役立てばと思って。いろんな国の人から自宅に
しょっちゅう相談の電話がかかってくる。部屋探しも
いくつか頼まれているんだけど、だんだん難しくなっ
ている。



家賃はタダ、冷蔵庫・テレビ付き
“作業場の休憩所”が私の住まい
あと1年ぐらいで国へ帰るから
問題なんてまったくないよ

陳 嘉誠さん

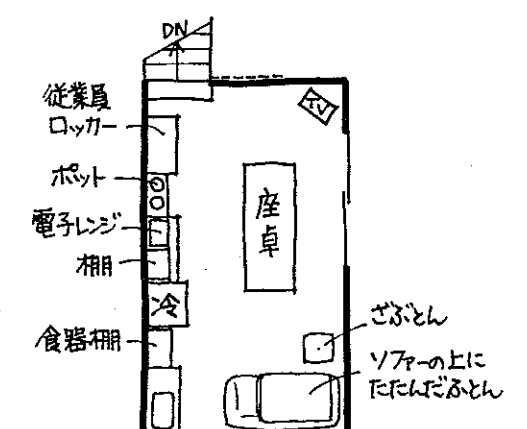
プロフィール：中国系マレーシア人、男性、21歳、未
婚。マレーシアで高校卒業後、日本から帰国した友人
の勧めで1991年9月に来日。現在はクリーニング作業
場で働く。兄も日本に滞在している。



作業場の建物の中2階（休憩所）、ワンルーム（8畳大）、
1階の作業所のトイレを共用、風呂無し、使用料無料 江東区

—日本に来てからの居住歴を聞かせてください。
日本に来た理由は、日本から帰ってきた友人がいて、
彼が「日本は働いてお金を稼ぐのにとってもいい」と勧
めてくれたので。成田に着くと、まず千葉の建設会社
に行った。友人がここに来れば仕事があると教えてく
れて、彼の住まいもあったので。でも建設の仕事は半
日しかもたなかった。そこで、既に夫婦で来日してい
た兄に連絡をとったところ、自分と一緒に住んで働か
ないかと言ってくれたので、兄の住んでいた江東区に
来た。この住まいは二階建の一軒家で、2室（6畳、
6畳）+台所+トイレ、風呂無し。すぐ近くの銭湯を
利用した。ここは、兄の勤め先の社長が見つけた社宅
のようなものだった。兄とその妻と自分の3人が住み、
家賃は3人で5万8千円。半年住んだが、兄夫婦がマ
レーシアに帰ることになり、その家は私一人には広す
ぎるので社長に別の場所へ移るように言われ、現在の
住まいに移った。

—現在の住まいについて教えてください。
3ヵ月前に住み始めた今の住まいは、クリーニング作
業場の建物の中2階にあるオフィス・休憩所兼用の部



屋。社長に「住宅がないのでここで寝てくれ」と言わ
れた。8畳位の1室で、家電製品（冷蔵庫、エアコン、
電子レンジ、ポット等）・什器・ソファ・ふとん付
き。トイレは下階の作業場にあり、風呂はなく銭湯を
利用。部屋代は無料で水道光熱費も払っていない。昼
間はオフィス兼社員の休憩所になるので、作業予定表
の白板や社員のロッカーが置いてあり、ふとんは長椅
の上にたたんで積んでおく。窓は1階の作業所を見
下ろす窓だけで、外気に面しているものはない。天井
は波状の鉄板で、夏は暑いけれどエアコンがあるので
問題ない。あと1年位でマレーシアに帰ろうと思っ
ているから、住まいに関して特に困っていることはない。
ただ、もし他にいい仕事が見つければ別の住まいに移
りたい。

—日本での仕事や生活についての感想は。
クリーニング作業の仕事は月曜~土曜、9時~5時ま
で。木曜が休みの週も多い。他にイラン人などの外国
人も働いている。彼らがどこに住んでいるかはよく知
らないが、近くに社長がアパートを借りて住ませた
り、自分で見つけたりしているようだ。私の兄は会社
の紹介のマンションに住み、給料は30万円。しかも、
冷蔵庫やテレビなどここよりずっといい設備がある。
兄はここに来るといつも「小さい部屋だな。仕事を変
えろよ」とすすめる。でも私の社長はとってもいい人で、
この前は会社で沖縄へ3日間旅行し、カメラも社長が
貸してくれた。休みの日には、池袋で広東語のビデオ
を借りてきて見たり、時々カラオケに行ったりする。
カラオケは大好き。また、この近くにマレーシアの友
人もたくさん住んでいて、時間があれば友人の家を訪
ねたり友人がここに来たりする。食事は自分で作っ
たり、外食したり。日本人はやさしいと思うし、東京で
の生活で特に困ることはない。でもマレーシアは自分
の故郷なので、あと1年位したら帰りたい。

仕事も住まいもすぐ見付き 娘も保育園に入れてラッキー 親子3人、当分日本に住むつもり

ハッサン・ラシュノーさん

プロフィール：イラン人、テヘラン出身、男性、29歳、既婚。1990年11月に妻と娘(5歳)を連れて来日。現在ラシュノーさんは溶接の仕事、妻はクリーニングの仕事に従事。娘は保育園。5~10年くらいは滞日を希望。

—来日の目的と日本での居住歴を聞かせてください。
イランでは、今物価がどんどん上がっているのに給料は10年前のままでとても安いので、働いてお金を稼ぐために来日した。日本では、一生懸命仕事をすればイラン人でも日本人と同様にたくさん給料がもらえるけれど、欧米ではそうはいかない。5~10年位は日本に滞在するつもりで、家族を伴って来た。家族で来日するイラン人は少ない。最初は友人が見つけておいてくれた江東区のアパート(6畳+4.5畳、トイレ専用、風呂なし)に約1年半住んだ。家賃は4万円で私が2万円、会社が2万円を負担した。次に、仕事を交

えたのでそのアパートを出なければならず、同じ友人が不動産屋を通じて探してくれた近くの古いアパートに移った。4.5畳+3畳+3畳+台所、トイレ・シャワー付、家賃は5万8千円で、礼金1ヵ月、敷金なし。ただ、建替え予定があり来年の4月には出なければならぬ。イランでは、お金が自分を保証してくれるものだから、お金さえあれば家を借りることができるが日本はそうではなく住宅探しはとても難しい。

—日本の住宅や生活についての感想は。
家に入る時に靴を脱ぐのはイランでも同じだが、日本の部屋は狭い、壁も薄く木でできているので、トラックが通るとすごく揺れる。イランの家は壁が非常に厚く、夏涼しく冬温かい。多くの家には小さな庭があり、アパート住まいはあまり好まれない。日本での生活については、日本人とイラン人は精神的に似ている部分もあると思うしあまり問題はない。娘は今年の4月から保育園に通えるようになった。同じ年頃の娘を持つフィリピンの友人が、区役所に行って保育園に入れてもらうよう頼めと勧めた。地域の労働組合の人たちも応援してくれた。役所では、給料の額などの書類を書かなければならなかったが、娘は保育園に入れた。とてもラッキーだったと思う。

失業中に妻子はイランへ帰った イラン人があまり好かれない国で 家族のいない生活は耐えられない

アリ・アザデさん

プロフィール：イラン人、テヘラン出身、男性、34歳、既婚。1991年3月に妻と息子(5歳)を伴って来日。その後、1992年4月に妻子は帰国。現在はガス切断の仕事に従事。妻の弟と同居している。

—来日の目的と日本での居住歴を聞かせてください。
テヘランでは英語放送のテレビ局に12年間勤めていたが給料が低く、働いてお金を稼ぐために日本に来た。最初の仕事は大工。住まいは調布の3室あるアパートで、会社の社長が用意してくれた。家賃は5万円。給料は日給1万1千円で、仕事はたくさんあった。3ヵ月住んだが、社長がヤクザみたいだったので、この仕事をやめて別の住まいを探した。次は川崎にあるイラン人の友人のアパート(8畳+6畳)で、敷金・礼金なしで家賃は6万円だったが、しばらく失業していた私にとっては高かった。また、近所に住むお年寄りが

イラン人をいやがり何かと苦情を言われ、結局2ヵ月住んだだけ。次に、イラン人と日本人の夫婦の家に同居。彼らが2室、私たちが1室(6畳)を使い3ヵ月住んだ。仕事が見つからず、この間、妻子をイランに帰した。1ヵ月ほど友人(パキスタン人)の家に居候し、その間に仕事が見つかった。その友人名義で江東区にアパートを借りることもできて、現在まで住んでいる。4畳半一間、トイレ共同風呂無し古いアパート。家賃は3万円。妻の弟と同居している。できればシャワーのあるワンルームのアパートに移りたいが、保証人がいないため探すのがとても難しい。

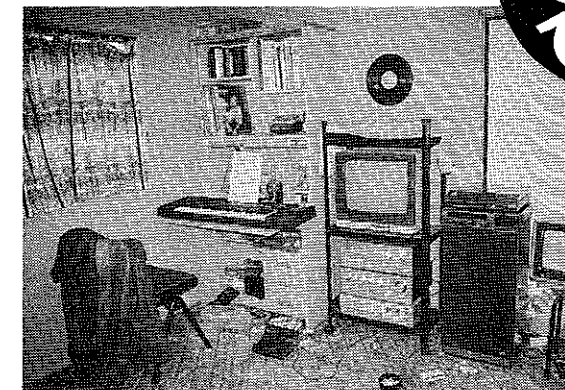
—日本での今後の生活設計は。
来日当初は日本に長期間住む予定だったが、失業中に妻子を帰国させた。仕事と家が見つかったら呼び寄せるつもりだったが、今年4月から日本政府は日本人の保証人がないとイラン人にビザを出さなくなった。妻が再来日できなければ、一人で暮らすことには耐えられないので1年半位でイランに帰国する。日本では、イラン人が偽造テレホンカードを売っているとか毎日のように報道され、日本人は今やすべてのイラン人が悪人と思っている。国はどこかと聞かれて、堂々と「イラン」と答えられないのは、本当に耐えられない。

社長と意見が合わなくて 何度か会社を辞めたいと思った でも2DK家賃1万5千円なら 我慢しなくちゃね

マフーズ・アメドさん

プロフィール：バングラデシュ人、ダッカ出身、男性、26歳、未婚。1988年9月に来日。専門的な技術の勉強を希望していたが書類の関係で就学できず。母国では清涼飲料水の卸問屋を経営。現在は印刷工場に勤務。

—来日の目的と居住歴を聞かせてください。
カメラやビデオ等の機械を操作するのが好きだったので、日本ではエレクトロニクスの勉強をしようと思っていた。まず日本語学校に入ろうと手続きを済ませて来日したが、ちょうど1988年頃から日本語学校の受入れが激しくなり始めていて書類の関係で結局入学できなかった。成田に着いて、2年早く来日していたバングラデシュの友人の埼玉県東市のアパートに向かった。古い木造2階建てのアパートで、6畳1間風呂無しトイレ専用だった。その友人は仕事の都合で引っ越すことになってしまい、1ヵ月半後にそこを出て、別の友人を頼り、戸田市に移った。木造2階建て、トイレと台所は共同で風呂無し6畳1間で家賃は1ヵ月6万円くらいした。40戸全部がバングラデシュや台湾の日本語学校の生徒等の外国人で埋まっていた。1部屋2~3人で住んでいたため、アパート全部で80人以上いたと思う。家主は近くに住む日本人と結婚している台湾人で、時々アパートを見に来ていた。ここには半年住んでいた。1989年に従兄弟が通っていた日本語学校

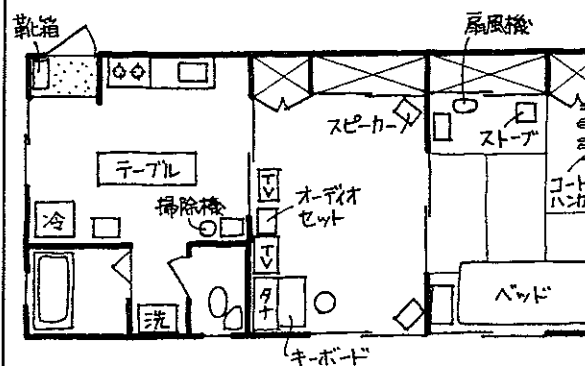


鉄骨造共同住宅(1階は工場)の3階、2DK(6畳+6畳+DK)バス・トイレ付き、使用料15,000円、埼玉県川口市

の先生を通して仕事を紹介してくれた。スクリーン印刷の工場で、それ以来そこに勤めている。その社長が現在の住宅を世話してくれた。最初は、同じ職場に勤めていたバングラデシュ出身の男性と一緒に暮らしていた。その頃は、家賃は5万円で、1ヵ月1人1万円ずつの負担で残りは会社がもってくれていた。同居していた男性が会社を辞めてからは、1人で住んでおり、1万5千円負担になった。隣室は私設塾の教室、1階は工場なので、うるさいと思う時がある。

—仕事を含めて、日本での生活はどうですか。
仕事場は自転車で7分くらいのところにある。従業員は21人で、そのうち外国人は、自分を含めてイランの男性とフィリピンの女性が合わせて5人いる。最初はペインティングをやっていたが、元々細かい仕事や機械関係が好きだったので、現在は機械のチェックや色の選定等専門的なことをやっている。工場長がいなかったのでその代行のような仕事もある。頼りにされて徐々に仕事が大変になってきた。社長と喧嘩をして3度会社を辞めようと思ったことがあったが、その度に社長になだめられた。辞めたら自分で部屋を探さなくてはと思っていたが、結局一度も自分では探していない。仕事は月曜から土曜日まで、朝9時半~7時頃まで働いている。仕事が休みの日曜日には友人の家に行くか駒込の公園に仲間と集まることが多い。給料は1ヵ月30万円以上もらっている。日本の生活で特に困ったことではない。

—日本での今後の生活設計は。
日本人とは合わない。できればバングラデシュにすぐにも帰りたい。でも、母国での友人は全員日本に来てしまっているので、自分一人で帰国しても寂しいだけ。誰かが帰ると言えば一緒にすぐ帰る。友人は皆「あと1年はいる」と言っているので我慢して生活している。



労働者としての権利は 外国人にも 保証されているか

日本の入国管理行政は、1989年12月の「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と略す）の一部改正で、引き続き非熟練職種への外国人の就労を認めない方針を確認した。しかし、実際には既に多くの外国人が日本各地で非熟練労働に従事しており、彼ら外国人出稼ぎ労働者の実態は明らかにならないまま、様々な問題が浮上してきている。労働者を保護するための関係法はいずれも「実態的に労働者としての立場にある者すべてに適用される」という立場をとっており、合法・不法や日本人・外国人の国籍によらず、その適用を受けられるはずである。しかしながら、現状では彼ら外国人の労働者としての権利は、必ずしも守られていないという。問題の背景には、どのような実態があるのだろうか。

在留資格と労働関係の法令

まず、1990年6月1日から施行された入管法の改正内容について整理してみる。

入管法では入国する外国人に様々な在留資格を付しており、どの在留資格で入国できるかによって、日本国内での就労の可否が決めることになる。

今回の主な改正点は、①在留資格を従来の17から28（その後1資格を削除）種類に拡充し（表1）、より広く外国人を受け入れることにするが「非熟練労働」については従来通り認めないこととする、②3年以下の懲役

または200万円以下の罰金を課した資格外・超過滞在の外国人を雇用した事業主への罰則規定を新設、③上陸許可に関する基準を明確化し、就労できる外国人には「就労資格証明書」を交付できることとする、の3点である。

このように上陸許可制度によって非合法に就労しようとする外国人の入国を厳しく制限している一方で、新設された「定住者」の在留資格では「日本国内での活動は無制限」として日系2世3世等の受け入れを認めている。これにより、日系外国人による就労目的の来日が急増したことは周知のことである。また、雇用主罰則を設けたことで、非合法の外国人労働者の諸問題が以前にも増して表面化しにくくなっており、複雑化、深刻化しているとも言われている。

次に、労働関係の法令についてみる。日本の労働者保護等に関する主な法律としては、①労働基準法（以下「労基法」と略す）、②最低賃金法、③労働安全衛生法、④労働者災害補償保険法（以下「労災法」と略す）、⑤職業安定法、⑥労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、⑦雇用保険法等があげられる。前述したとおり、いずれの法律も「労働者としての実態があるもの」については、日本人と外国人との区別なく、入管法上の就労資格の有無を問わず適用されるものである。また、ここでいう「労働者としての実態があるもの」とは、実際に事業主との間で雇用契約を結び労働力を提供した者であり、雇用形態や期間には左右されない。つまり、日雇いやパートタイマーでも、働き始めたその日に労災に遇った場合でも適用される。

「外国人不法就労者」の労働環境

一般に「不法」と言われる外国人の労働には2つのタ

イプがある。1つは、就労が認められていない在留資格で入国しているにもかかわらず就労していたり、留学生・就学生等が認可されている「1日4時間」を超えてアルバイトをしている資格外就労の場合、もう1つは既に在留期間が過ぎ、超過滞在となってしまってもなお国内で就労している場合、の2点である。

これらに該当するケースでは、その多くが日本人が敬遠しがちな3K（きつい、汚い、危険）と呼ばれる職種に従事すると言われており、その労働環境にはかなり過酷なものがある。売春等自らの意思によらない労働の強制、外国人であるという理由で賃金や労働時間等の労働条件の著しい差別、賃金不払いや悪質なブローカーによる搾取、安全衛生上問題がある職場での就労や労働災害に遭遇した際の保険金未払い等、各地のボランティアグループや支援団体には、様々な被害の事例が報告されている。これらは、既述した労働関係法違反であることは明白である。

中でも、負傷等によって労働の継続が困難である労働災害は、外国人不法就労者にとって最も深刻な問題である。ここで、労働災害に遭遇した際に給付される労災保険制度について、詳しく見てみることにする。

労災保険制度は、先の労災法により、業務上の事故または通勤による労働者の負傷、疫病、障害または死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、併せて労働者の社会復帰の促進、当該労働者およびその遺族の援護等を図り、労働者の福祉の増進に寄与するために設けられている。1人でも労働者を雇っている事業場は労災保険に加入しなければならず、その保険金は全額雇用者負担となっており、不幸にも労災が発生してしまった場合、本来事業主が行わなければならない補償を保険によって肩代わりするというシステムである。

労災が発生した場合は、まず業務上の事故であることを証明する事業主の証明を付して、保険給付請求書を労働基準監督署に提出する。監督署のチェックの結果事実関係が確認された場合、その負傷の程度により1級～14級に分けられ各々定められた額が支給される。労災発生時に事業主が労災に加入していなかったとしても、請求すれば給付は受けられる。

外国人不法就労者の労災請求事情

しかしながら、外国人不法就労者の場合①雇用する事業主が入管法の罰則を恐れて労災保険の給付請求に非協力的であること（保険給付請求書に添付しなければならない証明をしない）、②彼ら自身が労災保険制度を知らないこと、あるいは制度を知っていても③「不法」であ

るため当然保険給付は受けられないと事業主も本人も思い込んでいること、④入国管理局への通報による強制退去を恐れ本人が請求を希望しないこと等のような問題があり、実際に適用を受けているのは限られたケースのみであるという。

労働省の発表によれば、外国人労働者に対して実際に保険給付が行われた件数を年毎にみると、昭和62年が40件、昭和63年が71件、平成元年では89件である。年々増加傾向にあるものの、不法就労者を含め数十万人存在すると言われている外国人労働者を考えれば、この数字は氷山の一角にすぎないことは想像に難くない。同省は、各都道府県に設置している労働基準局において、外国人向けのパンフレットを作成・配付し、制度の周知を行うこととしているが、各市区町村の関係機関との連携等については必要な措置を行っていない。

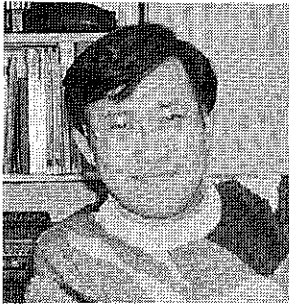
このように、外国人労働者に対して、労働関係法令は必ずしも公正に適用されていないケースが少なくない。労災適用の問題の他にも、正当な報酬の伴わない就労や賃金不払い、安全衛生上好ましくない環境下での労働、雇用保険被保険者資格無取得、悪質なブローカーによる就職斡旋等様々な実態が報告されている。その理由としては、外国人が十分日本語を解さないために意思疎通を図ることが困難であること、事業主に労働条件や安全衛生等に関する事項についての知識がないこと、資格外・超過滞在の外国人が強制退去をおそれ積極的な行動を起こさないこと、あるいは、実質的には労働力の提供者であるにもかかわらず在留資格が「研修」や「就学」等であるために、労働者としての身分が証明されにくい等の問題がある。

いずれにしても、労働者の保護などに関する法律では「合法」、「不法」にかかわらず適用されるという前提になっている。しかし現実には労災給付請求書を労働基準監督署に出した時点で、「不法就労者は入管局へ通報すること」という通達が発せられており、不法就労者にとっては強制送還を覚悟のうえで請求しなければならない。労働者を保護するための法律が、生活権を奪ってしまうというパラドックスになっている実情なのである。しかし労働者として働いた事実には変わりなく、労働量と質に見合った賃金の支払いや労働の過程で発生した事故に対する保障等は、滞在資格の問題とは切り離して、一人の労働者の権利として対応していくべきものであろう。

*1 「労働災害発生から給付決定までに要した期間」として、総務庁が、労働基準局館内における外国人労働者に関する労働災害案件の中から39件を抽出してまとめた調査。（「外国人の就労に関する実態調査結果報告書」）
参考資料／「外国人の就労に関する実態調査結果報告書」
総務庁行政監察局 平成4年1月、「在日外国人」田中宏著

就労が認められているもの	在留資格			在留資格			備考
	在留資格	入国できる外国人	在留期間	在留資格	入国できる外国人	在留期間	
投資・経営	投資・経営	一定の条件下で投資・経営業務を行う者	最長3年	宗教	外国にある宗教団体からの派遣者	最長3年	*1 89年12月の入管法改正時に新設された在留資格
法律・会計業務*1	弁護士・公認会計士等日本の資格を有する者	最長3年	報道	日本で取材活動を行う者	最長3年	*2 個々により異なる	
医療*1	医師、看護婦等日本の資格を有する者	最長1年	留学	大学等で教育を受ける者	最長1年	*3 改正時は28資格、91年に1資格削除	
研究*1	一定の条件下で調査・研究を行う者	最長1年	就学*1	各種学校等で教育を受ける者	最長1年		
教育*1	小中高や専修学校等の教師	最長1年	研修	技術・技能等を修得しようとする者	最長1年		
技術	技術知識を必要とする業務を行う者	最長1年	家族滞在	外交や公用短期滞在を除く在留者の家族	最長3年		
人文知識・国際業務*1	①人文科学の分野業務を行う者②外国人特有の感性を生かす業務を行う者	最長1年	文化活動*1	収入を得ることなく文化活動を行う者	最長1年		
企業転勤*1	外国にある日本企業に転勤する者の転勤	最長1年	短期滞在	観光、知人訪問等が入国する者	最長90日		
興行	興行関係の活動を行う者	最長1年	特定活動	ワナグロイ やアスノの選手等	最長3年		
技能	熟練技能（外国料理等）を有する者	最長1年	永住者*1	法務大臣が永住を認める者	未設定		
外交	外交官とその家族・随員等	未設定	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、日本人の子として出生した者等	最長3年		
公用	公務を帯びて来日する者	未設定	永住者の配偶者等*1	永住者や戦前から日本に居住する朝鮮半島台湾出身者の配偶者及び子等	最長3年		
教授	大学等の教授、助教等	最長3年	定住者	難民、日系外国人の定住者	最長3年		
芸術	収入を伴う芸術上の活動を行う者	最長3年					
				合計 27資格 *3			

表1 外国人の在留資格



外国人優先のアパートが 東京にひとつぐらいあってもいい

宇田川正宏さん(多国籍アパートの管理人)に聞く

江戸川区新小岩に「イラン人アパート」と呼ばれる木賃アパートがあった。宇田川さんはその管理人。老朽化により建て替えた新しいアパートも外国人優先。外国人不可の多い日本で、彼らを積極的に受け入れる心意気を伺った。

*「イラン人アパート」と呼ばれた旧宇田川荘
中小工場が多い江戸川区に、1988年頃からパキスタン・バングラデシュ・フィリピン・タイなどからきた労働者が増えてきた。労働者の働く権利を守ろうと発足した江戸川ユニオンでも、外国人労働者の問題をほっておけない状況になり、雇用者とのトラブルや日常生活の相談にのるようになった。そんな頃、江戸川ユニオンの人たちと飲み屋で知り合い「住まいがみつからなくて困っている外国人がいるんだけど、宇田川さんのアパートに入れてやってよ」の一言から、僕とユニオンとのつきあい、そして外国人労働者との深〜いつきあいがはじまった。旧宇田川荘の家主は叔母で、私は管理人。はじめの頃は、パキスタン→バングラデシュ→フィリピン→タイ人の順に入ってきたが、2年前からイラン人が入るようになった。建物が相当老朽化してきたので、建て替える話が具体化し、その頃から住人はほとんどイラン人に変わっていた。7室あるアパートにはいちばん多い時で21人いた。その時の状況は「東京外国人アパート物語」(相川俊英著・新宿書房刊)に詳しく紹介されているんだけど、私は毎日24時間勤務の管理人だった。だらしがなくて、ヒドイ奴もいたが、甘やかさなかった。日本で生活する以上ルールは守れて。日本語はわからなくてもチャンポン語で何度もわかるまで言いつづける。隣近所にも迷惑かけずに、ゴミ処理や騒音のこともクリアしてきた。いよいよ取り壊すことになり、彼らの転居先を探すのが大仕事。イラン人が直接不動産屋へ行っても貸してもらえないから私が動くしかない。私は地元の消防団もやっているし、近所づきあいもマメだし、不動産屋にも顔がきくのに、60件以上あたってOKがでたのはたった3件。取り壊す寸前になっても見つからない彼らに「上野で野宿するのを覚悟しておけ」と言ったくらい深刻だった。最後には全員上野へ行かなくてすんだけど、外国人労働者はダメという大家が多すぎる。

*第二次多国籍アパートの現状と将来

旧宇田川荘は第一次多国籍アパートの時代。建て替え

たアパート「学舎・宇田川荘」と私の母が家主の「静宏荘」は第二次。叔母も私らも大借金をして建て替えたので、家賃をきちんともらわないとローンが返せない。今、礼・敷金は1年契約で1+1、2年契約で1+2だけど、20年後には礼金は撤廃するつもり。間取りは私が考え、26回も図面を描いた。家賃もできるだけおさえ、外国人が借りやすいようにシェアリングできる間取りにしている。2DKの個室間の壁に防音材を入れたり、トイレにはおしりを水で洗う習慣の人たち用に床をタイル敷きにした。おかげで工事費が通常より1千万円もオーバーしたけど。「学舎・宇田川荘」の2DKには、カナダ人留学生2人、韓国人留学生2人、スリランカ人と日本人の労働者がシェアリングしている。「静宏荘」の方は中国・韓国の留学生、インド人労働者、そして日本の学生が住んでいる。両方のアパートに現在8カ国、まさに多国籍。6室は留学生の政府指定宿舎に登録しているので内外学生センターから、夫婦の私費留学生を入れると2年契約で入居時に17万円、単身だと11万円の補助金が家主に出る。それにしても指定宿舎が全国で800室しかなくてそのうち6室がウチなんだからオソマツな国だ。たまたま私のところは土地があって、家賃収入だけに頼らなくてもやっていけるからっていう好条件もあるけど、外国人、特にアジアからきた人たちが借りられる部屋があまりにも少ない。たしかにケアは大変だけど、はじめから門戸を閉ざさずに、リスクを受けとめることも国際社会の中で生きていくには貴重な体験と思って、大変さを楽しむ大家がもっと出てきてほしい。

編集・発行：まち居住研究会(ジオ・プランニング内)

〒102 東京都千代田区飯田橋 4-5-4-201

Tel 03-3238-0574 FAX 03-3238-7878

スタッフ：稲葉佳子(ワウナ)・塩路安紀子(ワウナ)

松井晴子(ワウナ)・小菅寿美子(職期)

次号予告：住宅時事往來4号 (3月発行予定)

「日系人の住宅事情」 頒価 200円(送料実費)